

# UBS 中国株式ファンド

追加型投信／海外／株式



## 基準価額の下落について

1月8日の当ファンドの基準価額は13,253円と、前日比719円の下落(▲5.15%)となりました。

中国株式市場は、1月7日に上海総合指数が前日比7.0%の下落、深セン総合指数が前日比8.2%の下落で取引を終了しました。

下落の背景には、人民銀行が8営業日連続で人民元の対米ドル中心レートを引き下げたことで、中国からの資金流出や外貨建て債務を抱える中国企業の業績悪化に対する懸念が高まったことなどがあげられます。この日は取引開始後約30分で今年2度目のサーキットブレーカーが発動し、終日取引が停止する結果となりました。なお、中国当局は同日夜、サーキットブレーカーの休止を発表しています。

こうした中国株式市場の急落の影響から、1月8日の基準価額は大きく下落する結果となりました。

足元では、景気見通しに対する下振れリスクなどが残ることから、当面は不安定な相場環境が続く可能性がある点には注意が必要です。

### 【今後の見通し】

市場では景気見通しが低迷していることから、一段の緩和措置が期待されています。今後、中国経済が固定資産投資からサービス産業に成長の軸を移していく中で、経済成長の質やキャッシュフローは段階的に改善していくものと思われます。足元においても、第三次産業の成長が加速する一方で製造業や建設業の成長は鈍化していることから、今後この傾向が加速していくものと予想されます。国有企業改革の遅れ等の懸念は依然残っているものの、中国経済の中長期的な成長余力を考慮すると、現在の中国株式市場のバリュエーションは割安感が高まっているものと考えられます。

当ファンドでは、ボトムアップによる個別銘柄分析に基づき、中長期的に成長余地が大きいと評価している優良銘柄への投資機会を引き続き探していきます。特にファンダメンタルズが強固な銘柄については、足元の株価下落によって、投資機会を探る好機が訪れているものと見ています。

### ■ 設定来の基準価額の推移 (2007年5月8日～2016年1月8日)



※ 基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

## ファンドの特色

- 中国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 当ファンドの実質的な投資対象には、中国の金融商品取引所に上場している人民元建てのA株を含みます。
- UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### 1. 株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は基準価額が下落する要因となります。

### 2. 当ファンドのマザーファンドが投資する外国投資信託証券の中国A株投資に係るリスク

中国A株に投資する外国投資信託証券を組入れる場合には、当該外国投資信託証券の特性やQFII制度\*等中国証券制度上の制限や規制等の影響を受けることがあり、その場合、当ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。

\* QFII制度とは、中国証券監督管理委員会(CSRC)が認めた適格国外機関投資家に対して、一定額の枠内において制限付きでA株の売買を可能とする制度です。

### 3. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

### 4. 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

### 5. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### ■分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

## ファンドの費用

当ファンドのご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

### ■ 投資者が直接的に負担する費用

| 時期             | 項目               | 費用   |      |      |           |                  |                |                  |             |                  |        |                  |
|----------------|------------------|--|------|------|-----------|------------------|----------------|------------------|-------------|------------------|--------|------------------|
| 購入時            | 購入時手数料           | <p>購入金額に応じて下記の手数料率を乗じて得た金額とします。<br/>(購入金額: 申込受付日の翌営業日の基準価額 ÷ 10,000口 × 申込口数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>購入金額</th> <th>手数料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>3.24% (税抜 3.00%)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上5億円未満</td> <td>2.16% (税抜 2.00%)</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>1.08% (税抜 1.00%)</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>0.54% (税抜 0.50%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。</p> | 購入金額 | 手数料率 | 1,000万円未満 | 3.24% (税抜 3.00%) | 1,000万円以上5億円未満 | 2.16% (税抜 2.00%) | 5億円以上10億円未満 | 1.08% (税抜 1.00%) | 10億円以上 | 0.54% (税抜 0.50%) |
| 購入金額           | 手数料率             |  |      |      |           |                  |                |                  |             |                  |        |                  |
| 1,000万円未満      | 3.24% (税抜 3.00%) |  |      |      |           |                  |                |                  |             |                  |        |                  |
| 1,000万円以上5億円未満 | 2.16% (税抜 2.00%) |  |      |      |           |                  |                |                  |             |                  |        |                  |
| 5億円以上10億円未満    | 1.08% (税抜 1.00%) |  |      |      |           |                  |                |                  |             |                  |        |                  |
| 10億円以上         | 0.54% (税抜 0.50%) |  |      |      |           |                  |                |                  |             |                  |        |                  |
| 換金時            | 信託財産留保額          | ありません。   |      |      |           |                  |                |                  |             |                  |        |                  |

### ■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期      | 項目   | 費用   |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
|---------|--|--|------|----------------------|-------|--|---------|------------------------------|------|---------------------------------|---|------|--------|--------------------|
| 保有時     | 運用管理費用<br>(信託報酬)                           | <p>日々の純資産総額に年率2.12976% (税抜年率1.972%)を乗じて得た額とします。<br/>(運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率)<br/>配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>手数料率</th> <th>対価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.950%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>1.000%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.022%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>       | 委託会社 | 手数料率                 | 対価    | 委託会社                                       | 0.950%  | 委託した資金の運用の対価                 | 販売会社 | 1.000%                          | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | 受託会社 | 0.022% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 |
| 委託会社    | 手数料率                                       | 対価   |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
| 委託会社    | 0.950%                                     | 委託した資金の運用の対価   |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
| 販売会社    | 1.000%                                     | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価  |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
| 受託会社    | 0.022%                                     | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価   |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
|         | 投資対象とする<br>投資信託証券                          | 当ファンドの純資産総額に対して年率0.1278%程度(委託会社が試算した概算値)   |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
|         | 実質的な負担                                     | 当ファンドの純資産総額に対して年率2.25756%程度  |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
|         | その他の費用・<br>手数料                             | <p>諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </tbody> </table> <p>実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p> | 監査費用 | 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 | 印刷費用等 | 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等 | 売買委託手数料 | 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 | 保管費用 | 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 |   |      |        |                    |
| 監査費用    | 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用                       |  |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
| 印刷費用等   | 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等 |  |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
| 売買委託手数料 | 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料               |  |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |
| 保管費用    | 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用            |  |      |                      |       |  |         |                              |      |                                 |   |      |        |                    |

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## お申込メモ

|          |   |
|----------|---|
| 購入単位     | 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位   |
| 購入価額     | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)   |
| 換金価額     | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 換金代金     | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。  |
| 申込締切時間   | 原則として販売会社の営業日の午後3時までに受けたものを当日の申込分とします。  |
| 換金制限     | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。  |
| 購入・換金不可日 | 香港取引決済所の休業日またはシンガポールの銀行休業日と同日の場合には、購入・換金の申込みの受付は行いません。  |
| 信託期間     | 平成19年5月8日から平成29年5月8日まで<br>受益者に有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情があるときは、信託期間の延長をすることができます。  |
| 繰上償還     | 純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。  |
| 決算日      | 毎年5月7日(休業日の場合は翌営業日)   |
| 収益分配     | 年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。(再投資可能)<br>「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」があります。<br>◎分配金支払いコースをご利用の場合<br>収益分配金は税金を差引いた後、原則として決算日から5営業日目までにお支払いを開始します。<br>◎分配金再投資コースをご利用の場合<br>収益分配金は税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。 |
| 課税関係     | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>益金不算入制度および配当控除の適用はありません。   |

## ファンドの関係法人

|      |  |
|------|--|
| 委託会社 | UBSアセット・マネジメント株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号<br>加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会                         |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社   |
| 販売会社 | 大和証券株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号<br>加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |

※投資信託説明書(交付目論見書)は、上記販売会社(大和証券株式会社)にご請求ください。

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2016. キーシボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標で、UBSは全ての権利を有します。

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会